

**令和 6 年度 地場建設企業等とスタートアップ企業との
ビジネスマッチング支援業務委託
提案競技実施要領**

令和 6 年度 地場建設企業等とスタートアップ企業とのビジネスマッチング支援業務を担う事業者を選定するプロポーザルの実施について、以下のとおり定めるものである。

1. 委託業務の概要

(1) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 28 日まで

(2) 業務仕様書

資料 1 「業務仕様書」の通り

(3) 事業費上限額

9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

2. 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下、「参加資格」という）を有するものでなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次のすべてを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員または提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、このプロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

[措置要領が掲示されているホームページアドレス]

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、このプロポーザルの終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認

められる者でないこと。

- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

3. スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年5月9日（木） |
| (2) 説明会受付締切 | 令和6年5月13日（月）12時00分 |
| (3) 説明会（オンライン） | 令和6年5月14日（火）14時00分 |
| (4) 質問書締切 | 令和6年5月17日（金）12時00分 |
| (5) 質問の回答 | 令和6年5月20日（月） |
| (6) 参加申込締切 | 令和6年5月23日（木）17時00分 |
| (7) 企画提案書締切 | 令和6年5月30日（木）17時00分 |
| (8) プレゼンテーション・ヒアリング（対面） | 令和6年6月10日（月）予定 |
| (9) 事業者決定及び通知 | 令和6年6月12日（水）予定 |
| (10) 契約締結 | 令和6年6月中旬予定 |

4. 説明会

- (1) 参加申し込み
令和6年5月13日（月）12時までに電子メールにて様式5「事業者説明会参加申込書」を提出すること。
- (2) 説明会
日時：令和6年5月14日（火）14：00 開始
手法：オンラインによる説明会を実施。※詳細については、前日までにメールにて通知。
※説明会は各社1アカウントまでとする。※1アカウントで複数名参加は可。

5. 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

- (1) 質問方法
様式2「質問書」に必要事項を記載の上、電子メールのファイル添付により提出
なお、様式2「質問書」を提出した際は、念のため(3)に記載する電話番号に連絡すること。
- (2) 提出期限
令和6年5月17日（金）12:00 まで（必着）
- (3) 提出先
福岡市道路下水道局総務部政策調整課
TEL:092-707-3853(直通)
メールアドレス：seisaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp
- (4) 質問についての回答
令和6年5月20日（月）までに下記の福岡市のホームページに掲載する予定

6. 参加申込

本実施要領を熟読し、プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の通り申込みを行うこと。

(1) 提出書類（各1部）

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑩の提出を免除する。（③～⑥は、契約締結日までに提出することも可とする。）

① 様式第1-1号「参加申込書」

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要書（様式は任意とする。事業概要がわかるパンフレットでも可）

③ 登記事項証明書（法人の場合）

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税および延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑦ 委任状（様式第1-2号）

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書（様式第1-3号）

注) 様式第1-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式第1-4号）

注) 様式第1-4号に、代表者および役員（⑦の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑩ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第 1-5 号をもとに作成のうえ提出すること。

(2) 提出方法

提出書類の原本を持参又は郵送（締切日必着）にて提出すること。

なお、郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。

(3) 提出期限

令和 6 年 5 月 23 日（木）17:00 まで（必着）

(4) 提出先・問合せ先

福岡市道路下水道局総務部政策調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

TEL: 092-707-3853（直通）

メールアドレス：seisaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

原本：8 部（企画提案書）

1 部（随意契約伺（様式 4））

電子データ：1 ファイル

① 提案書等

資料 2 「提案書等作成要領」に従い作成し、提出すること。

(2) 提出方法

提出書類の原本を持参又は郵送（締切日必着）し、データは電子メールにて提出のこと。

なお、郵送の場合は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_提案書」とすること。(※ () は各々必要事項を記載)

(3) 提出期限

令和 6 年 5 月 30 日(木)17:00 まで（必着）

(4) 提出先・問合せ先

福岡市道路下水道局総務部政策調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

TEL: 092-707-3853（直通）

メールアドレス：seisaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp

(5) その他

提出期限後の説明書類等の差替や再提出は認めない。ただし、軽微な修正で市が必要と認めた場合は、この限りでない。

8. 参加辞退

参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、本件の担当者あてに電子メールにて様式3「参加辞退届」を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

また、企画提案書の提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなします。

9. プレゼンテーション・ヒアリング

提案書等について詳細な説明を求めめるため、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

プレゼンテーションは対面式で行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが実施すること。

なお、プレゼンテーションの詳細（時間・場所等）は対象事業者に電子メールにて通知する。

(1) 日時 令和6年6月10日（月）予定 ※時間未定

(2) 時間 25分（説明15分・質疑応答10分）

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 場所 福岡市役所付近

10. 審査

(1) 採点方法

最優秀提案者を選考するために設置される評価委員会は、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「評価項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

また、プレゼンテーションに参加する事業者が1社のみの場合は、提案内容を審査し、全評価委員の平均評価点が60点以上（資料3「評価項目配点表」のうち、

（1）業務内容に対する提案等〔55点〕と（2）事業の実施体制・実績〔45点〕〔合計100点〕を対象）の評価を行った場合に、最優秀提案者候補とみなし契約相手方候補とする。

また、（3）価格審査〔10点〕の評価点は、下記の計算式を採用する。

評価点＝10点満点×（最低提案価格/事業者の提案価格）

※小数点第1位四捨五入

(2) 最低基準について

以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。

資料3「評価項目配点表」のうち、（1）業務内容に対する提案等〔55点〕と

（2）事業の実施体制・実績〔45点〕〔合計100点〕を対象として、平均評価点が60点（100点満点）に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(3) 結果通知

令和6年6月12日（水）（予定）に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

11. 契約

評価委員会での選定に基づき、最優秀提案者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

12. その他

- (1) 評価委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語（商標及び固有名詞を除く）、通貨単位は円とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に要する費用、プレゼンテーションの作成及び実施に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 次のいずれかに該当する提案書等は、無効とする。
 - ① 虚偽の記載をしたことが判明したもの
 - ② 提出期限、場所、方法等に適合していないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容について記載されているもの
- (5) 明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる場合、その事業者は失格とする。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 提出された提案書等は、本手続き以外において、市は事業者が無断で使用しない。ただし、公平性、透明性、客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (8) 提出された提案書等は、最優秀提案者の審査を行う作業に必要な範囲で、市にて複製を作成することがある。
- (9) プロポーザル参加のために福岡市より受領した資料は、市の了解なく公表又は他の目的に使用してはならない。
- (10) プロポーザル参加申込書を提出したのち、提案書等の提出期限までに必要書類の提出がなされない場合は、棄権とみなす。
- (11) 選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがあります。

13. 問い合わせ・書類提出先

福岡市道路下水道局総務部政策調整課【担当：森川】
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL: 092-707-3853（直通）
メールアドレス：seisaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp